

災害時などの長期停電に備え「電源装置」

の購入費用を助成します。(日常生活用具給付事業)



日常的に人工呼吸器などの電気式の医療機器を常時使用している方に、災害時にも日常生活を継続するうえで必要となる非常用電源装置等を、日常生活用具の給付項目に追加しました。

対象者 在宅で生活している方で、以下の要件をすべて満たす方（入所・入院している方は対象外）

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方、又は障害者総合支援法の対象となる難病のいずれかの疾患に罹患している方
- (2) 人工呼吸器、酸素濃縮器、ネブライザー、電気式たん吸引器、透析液加温器、パルスオキシメーターなどの日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している方

給付内容

種目	正弦波インバーター 発電機	ポータブル電源 (蓄電池等)	カーインバーター
性能	障がい者・児又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦派インバーター発電機	障がい者・児又は介助者が容易に使用可能な、蓄電機能を有する正弦派交流出力の電源装置又は保有する医療機器に使用可能な予備バッテリー等	障がい者・児又は介助者が容易に使用可能な、自動車からの電気を変換及び供給する装置
助成額	いずれか1種目のみ 100,000円/上限 ※		
耐用年数	原則1回	5年	

※ 市町村民税課税世帯は、基準額の1割が自己負担となります。(上限額 24,000円)
上限額以上に費用が発生する場合、差額については全額自己負担になります。



申請方法（必ず、購入前に市への申請が必要です）

- （１）日常生活用具給付等申請書（市の様式）
- （２）身体障害者手帳又は特定疾患（難病）の受給者証
- （３）以下のいずれかの書類
 - ・電気式の医療機器を市町村が支給したことがわかる書類（「日常生活用具支給決定通知書」など）
 - ・日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用していることを証する医師の意見書等（市の様式）
- （４）転入者は、課税状況が確認できる書類



注意事項

- （１）購入後は、定期的にメンテナンスを実施し、適正に管理してください。
なお、対象種目の維持に要する費用（ガソリン、カセットボンベ、エンジンオイルなどの購入費を含む点検・整備の費用）については、給付の対象外です。
- （２）対象種目を目的に反して使用した場合、給付に要した費用の一部を返還していただくことがあります。
- （３）対象種目については、日本国内のほとんどのメーカーが、医療機器等の生命に関わるような機器に直接接続して使用することを禁止しています。
そのため、当該対象種目を直接接続して使用すると医療機器が故障する可能性がありますので、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなどの対策を講じてください。
なお、直接接続するなどの誤まった使用方法によって、医療機器に不具合が生じた場合、市はその責を負うことはできませんので、予めご承知おきください。

申請・お問い合わせ先

守口市役所 健康福祉部 障がい福祉課

TEL 06-6992-1630・1635

FAX 06-6991-2494